

山口県災害廃棄物処理計画
市町策定ガイドライン

目次

第1章 目的及び位置付け	1
1. 目的	1
2. ガイドラインの位置付け.....	1
第2章 想定災害及びガイドラインの構成	2
1. 想定する災害	2
2. ガイドラインの構成.....	2
第3章 本編	3
1. 市町災害廃棄物処理計画の構成.....	3
2. 市町災害廃棄物処理計画策定上の留意点.....	5
2-1. 全般的な留意事項.....	5
2-2. 「第1章 総則」記載の留意事項.....	5
2-3. 「第2章 各主体の役割・行動」記載の留意事項.....	11
2-4. 「第3章 廃棄物処理の現状」記載の留意事項.....	13
2-5. 「第4章 災害廃棄物処理計画」記載の留意事項.....	14
第4章 資料編	35
1. 被害想定データ	35
2. 災害廃棄物等の発生量等.....	40
3. 災害時応援協定関係資料.....	47

第1章 目的及び位置付け

1. 目的

山口県では、平成28年3月に、内海トラフ巨大地震で想定される地震及び津波の災害から、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を「山口県災害廃棄物処理に関する検討報告書」（以下「検討報告書」という。）として取りまとめている。

また、検討報告書の内容を精査し、必要な事項を山口県地域防災計画に盛り込むことで「山口県災害廃棄物処理計画」（以下「県災害廃棄物処理計画」という。）を策定することとしている。

今後は、県内市町において「災害廃棄物処理計画」（以下「市町廃棄物処理計画」という。）の整備が進められていく必要があることから、県災害廃棄物計画との整合を確保し、実効性ある計画としていくための指針として、「山口県災害廃棄物処理計画市町策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定するものである。

2. ガイドラインの位置付け

市町災害廃棄物処理計画は、検討報告書を参考としつつ、県災害廃棄物計画と整合を保ちながら策定する必要があるが、ガイドラインは、市町災害廃棄物処理計画を策定するにあたっての作成補助として位置づける。

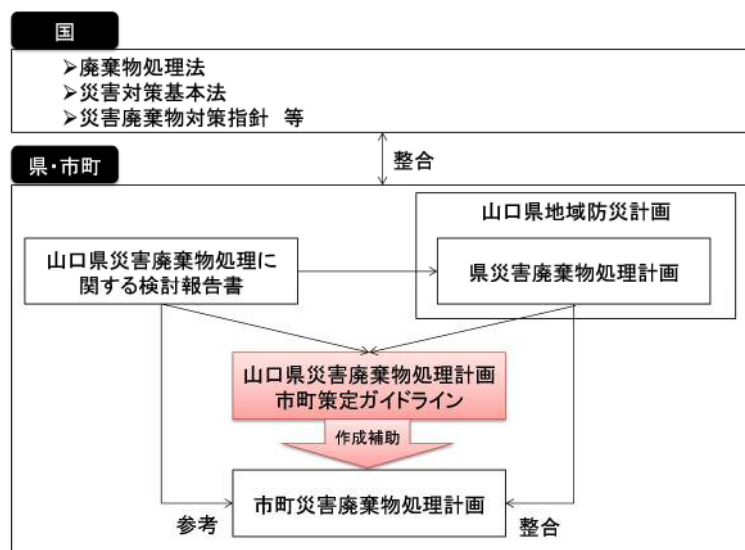


図 1-1 ガイドラインの位置づけ

第2章 想定災害及びガイドラインの構成

1. 想定する災害

県災害廃棄物処理計画で想定したとおり、市町災害廃棄物処理計画では「南海トラフ巨大地震」と「周防灘断層群主部地震」のうち、広域的な災害により県内外での災害廃棄物処理対策が取りにくく、さらに最高津波水位がより高い「南海トラフ巨大地震」を対象とすることを原則とする。

本ガイドラインでは、「南海トラフ巨大地震」発災時の災害廃棄物量等の推計を行い、その結果を市町災害廃棄物処理計画策定時の基礎資料として、資料編に掲載した。

なお、想定地震・津波による災害の影響が小さい場合は、これまでに発生した水害等を対象とすることで差支えない。

2. ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、大きく2部に分かれ、第1部（第3章）は本編として、市町災害廃棄物処理計画の策定に関する留意点等を記述し、第2部（第4章）は資料編として市町災害廃棄物処理計画策定時に必要な基礎資料である災害想定、災害廃棄物量の発生量等の関係資料をとりまとめた。

第3章 本編

1. 市町災害廃棄物処理計画の構成

市町災害廃棄物処理計画は、環境省が、平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）で求める内容を網羅するように構成するものとするが、指針で求める内容の構成例を次に示した。

なお、本構成は、参考例であり、市町の実情に応じ、構成、項目等の編集を行っても差し支えない。

-----[市町災害廃棄物処理計画の構成（例）]-----

第1章 総則

- 1 背景及び目的
- 2 基本的事項
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 対象とする災害
 - (3) 対象となる災害廃棄物
 - (4) 災害廃棄物処理の基本的な考え方
 - (5) 災害廃棄物の処理主体

第2章 各主体の役割・行動

- 1 各主体の役割分担
 - (1) 市町の役割
 - (2) 県の役割
 - (3) 国の役割
 - (4) 支援地方公共団体の役割
 - (5) 関係団体や民間事業者等の役割
- 2 発災後における各主体の行動

第3章 廃棄物処理の現状

- 1 一般廃棄物処理施設の現状
- 2 産業廃棄物処理業者の状況

第4章 災害廃棄物処理計画

- 1 組織体制
- 2 情報収集及び連絡体制
- 3 協力及び支援体制
 - (1) 自衛隊・警察・消防との連携
 - (2) 県・国の支援
 - (3) 他の地方公共団体の支援
 - (4) 民間事業者の支援
 - (5) ボランティア団体との連携
- 4 職員への教育・訓練
- 5 災害廃棄物等（災害廃棄物、し尿、避難所ごみ）の処理
 - (1) 災害廃棄物処理の基本方針
 - (2) 災害廃棄物等の発生量及び処理処分可能量の推計
 - (3) 災害廃棄物等の処理スケジュール
 - (4) 災害廃棄物等の処理フロー
 - (5) 損壊家屋等の解体・撤去
 - (6) 収集運搬計画
 - (7) 仮置場の確保
 - ① 一次集積場の確保
 - ② 二次集積場（仮設焼却炉等）の確保
 - (8) 分別・処理・再資源化方法
 - (9) 最終処分方法
 - (10) 環境対策
 - (11) 広域的な処理・処分
 - (12) 有害廃棄物・処理困難廃棄物の処理
 - (13) 津波堆積物の処理・処分
 - (14) 思い出の品等の取扱い
 - (15) 許認可手続きの整理
 - (16) 災害廃棄物処理事業の進捗管理
- 6 相談窓口の設置
- 7 住民等への周知・広報

2. 市町災害廃棄物処理計画策定上の留意点

市町災害廃棄物処理計画は、前項に示した構成を基本に作成するものとするが、各項目において策定上留意すべき事項を以下に記述する。

2-1. 全般的な留意事項

- 発災後の時期区分は次に示すように、大きく、初動期、応急対応時及び復旧・復興時に分かれ、それぞれによって行動内容が異なってくること。
- したがって、災害廃棄物処理計画では、各項目ごとに、発災後の時期区分に応じた内容を記述すること。

表 3-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初 動 期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応 急 対 応 （ 前 半 ）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物进行处理する期間）	～3週間程度
応 急 対 応 （ 後 半 ）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復 旧 ・ 復 興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

出典：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）

2-2. 「第1章 総則」記載の留意事項

(1) 背景及び目的

市町災害廃棄物処理計画の作成にあたって、計画策定の背景及び目的を記載する。

<記載上の留意点>

- 検討報告書及び県災害廃棄物処理計画に記載した背景及び目的を参考に、市町災害廃棄物処理計画を策定する意義を記載すること。

(2) 基本的事項

① 計画の位置づけ

市町災害廃棄物処理計画の位置づけを、市町地域防災計画や一般廃棄物処理計画、県災害廃棄物処理計画等との関連を踏まえつつ記載する。

<記載上の留意事項>

- 検討報告書における市町災害廃棄物処理計画の位置づけは次に示すとおりであり、この位置づけを十分に踏まえること。

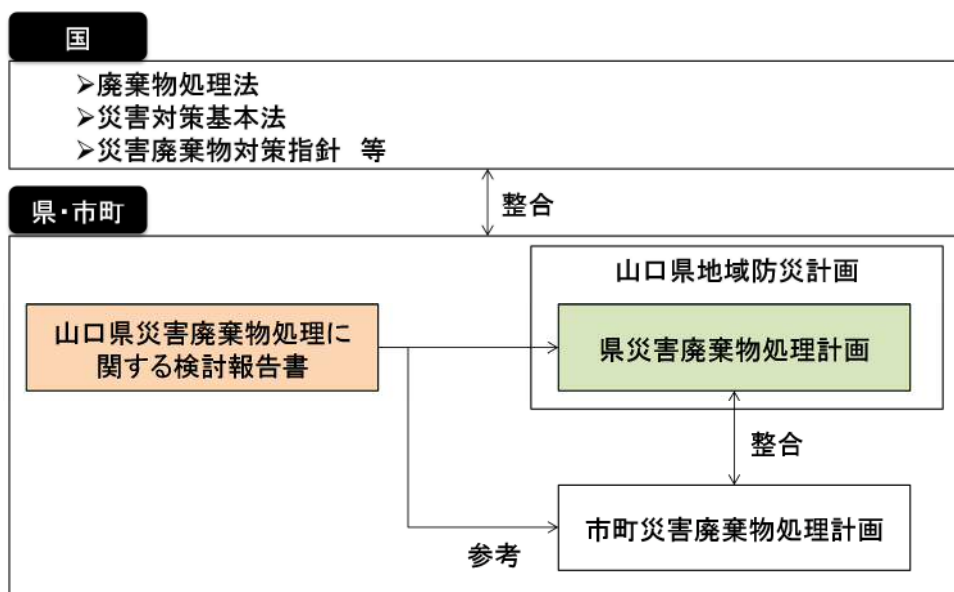
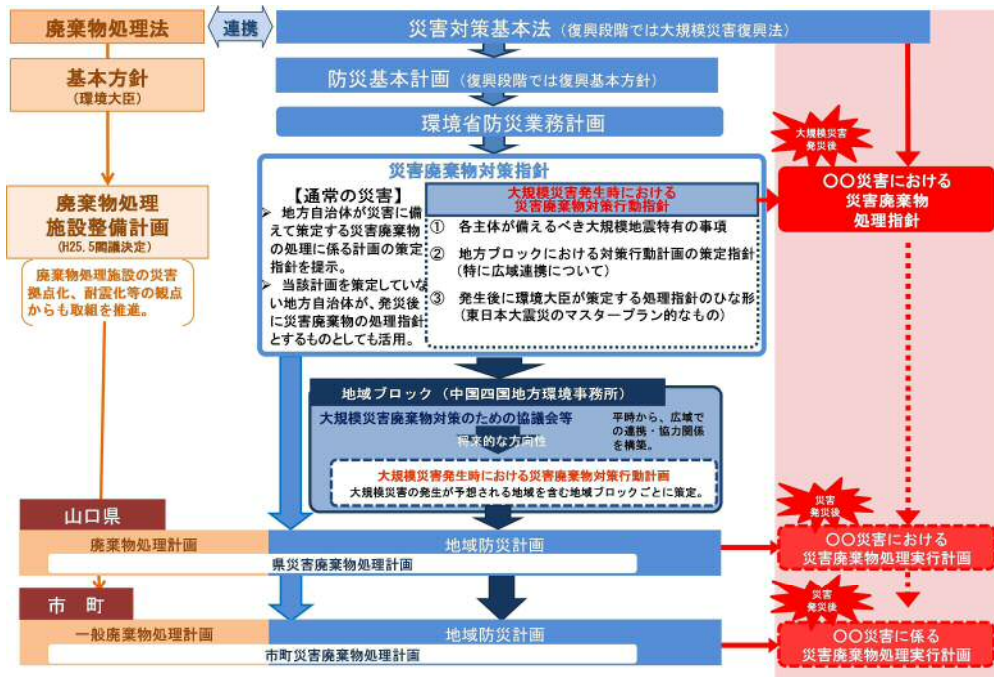


図 3-1 検討報告書、県災害廃棄物処理計画及び市町災害廃棄物処理計画の位置づけ



出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の概要（一部加筆）

図 3-2 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置づけ

② 対象とする災害

原則、検討報告書で想定した「南海トラフ巨大地震」を対象として記載する。

<記載上の留意事項>

- 「南海トラフ巨大地震」による影響がないかまたは極めて小さい場合には、これまでに発生した水害等を対象として差し支えないこと。
- なお、「南海トラフ巨大地震」を対象とした災害廃棄物処理を支援する立場になることの想定も必要であること。

③ 対象となる災害廃棄物

市町災害廃棄物処理計画で対象とする災害廃棄物を記載する。

<記載上の留意事項>

- 検討報告書で対象としている災害廃棄物の種類と特性は次に示すとおりであり、これを参考に市町災害廃棄物処理計画で対象とする災害廃棄物を検討すること。

表 3-2 検討報告書で対象とした災害廃棄物の種類と特性

災害廃棄物	内容	特性	
地震・津波によって発生する廃棄物等	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可 適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル可能
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理 (市町の施設では困難)
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは適正処理 (市町の施設では困難)
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	リサイクル可能 リサイクル不可能なものは、適正処理 (市町の施設では困難)
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理 (市町の施設では困難)
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボードなど	適正処理 (市町の施設では困難)
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物が混入している場合は適正処理
思い出の品等	写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理	
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	
	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からの汲取りし尿	適正処理

④ 災害廃棄物処理の基本的考え方

災害予防時、災害応急対応時及び復旧・復興時における市町災害廃棄物処理計画に求められる基本的な考え方を被災した立場と支援する立場の両面から記載する。

<記載上の留意事項>

- 検討報告書に市町災害廃棄物処理計画における基本的な考え方を掲載しているため、これを参考にすること。

【基本的な考え方】

災害廃棄物等の収集、処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める基準により迅速かつ適切に行う。また、処理に当たっては、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理にも留意する。

表 3-3 検討報告書に記載している市町災害廃棄物処理計画の基本的な考え方

立場	時期	市町災害廃棄物処理計画の基本的な考え方
被災した立場	災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・処理最前線として具体性のある計画を策定する。 ・県が推進する災害時における関係団体や民間企業との協力支援体制を明記する。 ・自市町の災害処理体制を整理把握し、処理可能範囲・内容を検討する。
	災害応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に災害廃棄物処理実行計画の検討、策定を行う。 ・初動体制を構築し、状況把握を行い、災害対応及び財政管理等を行う。 ・災害状況を把握し、県、隣接市町及びその他地方公共団体等への支援要請を行う。 ・必要に応じて事務手続きの実施や代行措置などについて県へ要請する。 ・自市町内の災害廃棄物処理の進捗管理を行う。

	災害復旧・復興等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて支援を速やかに受けることができるように県に対して、災害廃棄物の処理状況を継続的に報告する。 ・復旧・復興計画と合わせた処理・再資源化を実施する。 ・災害廃棄物処理の状況を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。
--	----------	---

立場	時期	市町災害廃棄物処理計画の基本的な考え方
支援する立場	災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外市町村への支援体制を構築するための組織・人材・機材等の計画を策定する。 ・県内外市町村との支援協定を締結する。
	災害応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外市町村への支援に必要な情報収集を行い、支援を実施する。
	災害復旧・復興等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外市町村への支援に必要な情報収集を行い、支援を実施する。 ・長期支援の実施を検討する。

⑤ 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物の処理主体は市町であることを記載する。

<記載上の留意事項>

- 災害廃棄物の処理主体は市町であるが、特定大規模災害時等の自ら処理することが困難な状況においては、県への災害廃棄物処理の事務委託を求め場合も生じることに留意すること。

2-3. 「第2章 各主体の役割・行動」記載の留意事項

(1) 各主体の役割分担

市町、県、国、支援地方公共団体及び関係団体や民間事業者等の役割について記載する。

<記載上の留意事項>

- 検討報告書に記載している市町の役割と整合を図ること。
- 市町の実状に応じて県への事務委託の有無、仮設焼却炉の必要性など市町の役割を記載し、県や国に求める役割を整理すること。
- 協定等の締結を行っている支援地方公共団体、関係団体または民間事業者等がある場合には、協定の内容を踏まえ、それぞれの役割分担の内容を整理すること。

【市町の役割】

原則として、市町は全ての災害廃棄物を処理する。

また、大規模災害であっても原則として避難所ごみやし尿の処理を行うとともに、処理することが可能な災害廃棄物については、自ら処理を行う。

なお、大規模災害時における災害廃棄物処理に的確に対応できるよう、一般廃棄物処理計画に必要事項を盛り込むとともに、必要に応じて仮設焼却施設の設置等に係る県との事前協議に努める。

(2) 発災後における各主体の行動

前項であげた各主体ごとに、初動期、応急対応及び復旧・復興の時期区分での行動内容を記載する。

<記載上の留意事項>

- 検討報告書では、市町の行動内容として次の事項を記載しているが、市町の実情に応じて、より具体的な行動内容を記載すること。
- 県及び国の行動内容は、検討報告書に記載した内容を基本に、市町から県への事務委託等の有無を考慮し記載すること。
- 支援地方団体・関係団体及び民間事業者等の行動については、協定等の締結が行われている場合には、その内容を踏まえた行動を記載すること。

表 3-4 検討報告書に記載している市町の行動内容

時期区分	行動内容
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門チームの立ち上げ、責任者の決定、指揮命令系統の確立 ・ 組織内外の連絡手段の確保 ・ 被害状況の把握及び県への連絡 ・ 関係団体等への協力・支援要請 ・ 仮設トイレの必要数検討及び確保 ・ し尿受入処理施設の確保
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量の推計、処理可能量の推計 ・ 収集運搬体制の確保、収集運搬の実施 ・ 仮置場の必要面積の算定、選定、確保 ・ 仮置場における災害廃棄物の受入管理・運営 ・ 倒壊家屋等の解体 ・ 有害廃棄物、危険物への対応検討、災害廃棄物の再資源化方法検討・実施 ・ 仮設トイレの管理・し尿収集
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の終了・復旧・原状復帰 ・ 災害廃棄物の再生利用継続実施・管理・運営 ・ 有害廃棄物・危険物の処理（委託処理含む） ・ 避難所の閉鎖に伴う仮設トイレの撤去・原状復帰

2-4. 「第3章 廃棄物処理の現状」記載の留意事項

(1) 一般廃棄物処理施設の現状

現有する一般廃棄物処理施設について、想定災害発災時の浸水被害、損傷等の想定を行い自立稼働の可否について調査し、記載する。

また、平常時の処理能力の余裕分を解析し、災害廃棄物の処理可能量の推計を行い記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 対象とする一般廃棄物処理施設は、ごみ焼却処理施設、資源化施設（粗大ごみ処理施設等を含む）及びし尿処理施設等とすること。
- 広域施設にあつては、設置場所市町との協議を行い、災害廃棄物（避難ごみ、仮設トイレのし尿を含む）の受入可能量について確認すること。
- 施設の状況は定期的に更新するとともに、地図にプロットし、災害時においても搬入経路を検討できるようにしておくこと。
- 施設の状況に加え、収集運搬車両の状況についても整理すること。

(2) 産業廃棄物処理業者の状況

計画区域内にある産業廃棄物処理施設を把握し、必要に応じて、処理可能廃棄物の種類、処理委託可能量などのヒアリングを行いその結果を記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 災害時に発生する有害廃棄物や処理困難廃棄物など、市町の処理施設で処理が困難な災害廃棄物の処理委託を行うことを想定すること。
- 処理委託に関する関係団体等との協定締結も見据えた内容とすること。

2-5. 「第4章 災害廃棄物処理計画」記載の留意事項

(1) 組織体制

災害廃棄物処理に係る組織体制を記載する。

<記載上の留意点>

- 市町の地域防災計画との整合を図り、災害対策本部の組織体制、災害廃棄物処理の組織体制、避難ごみの処理及び仮設トイレのし尿処理に係る組織体制について、それぞれ、配置計画、連絡体制及び指揮命令系統等について記載すること。

(2) 情報収集及び連絡体制

収集すべき情報の種類と情報収集の連絡系統について記載する。

<記載上の留意点>

- 収集すべき情報は、応急対応時と復旧・復興時で異なるため、検討報告書に記載した内容を参考に市町で収集すべき情報を整理すること。

表 3-5 応急対応時に収集すべき情報

分類	内容
被災状況	<ul style="list-style-type: none">・ ライフラインの被害状況・ 避難箇所と避難人員の数及び仮設トイレの必要数・ 自市町の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況・ 自市町の産業廃棄物等処理施設（処理施設、最終処分場等）の被害状況・ 有害廃棄物の状況
収集運搬体制に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・ 道路情報（橋梁の崩壊、道路の陥没など通行不能箇所に関する情報）・ 収集運搬車両の状況（稼働可能な収集運搬車両に関する情報）
発生量を推計するための情報	<ul style="list-style-type: none">・ 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数・ 津波の浸水範囲（床上、床下戸数）・ 津波堆積物の深さ、範囲

表 3-6 復旧・復興時に収集すべき情報

分類	内容
被災箇所の復旧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧状況 ・ 仮設住宅など避難場所の残存状況 ・ 自市町の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の復旧状況 ・ 自市町の産業廃棄物処理施設（処理施設、最終処分場等）の復旧状況
収集運搬体制に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の復旧情報 ・ 収集運搬車両の復旧状況
災害廃棄物の処理のための情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理の進捗及び一次集積所残存廃棄物の状況 ・ 有害廃棄物の処理進捗状況 ・ 復旧・復興に係る自市町の資材需要量及び場所

(3) 協力及び支援体制

発災時の計画区域内における「自衛隊・警察・消防」との連携、「県・国、他の地方公共団体、民間事業者及びボランティア団体」との広域支援体制について記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 自衛隊・警察・消防との連携については市町の地域防災計画と整合性を図る。また、広域支援体制については、協定等の締結が行われている場合には、その内容を踏まえた支援体制を記載する。

(4) 職員への教育・訓練

災害廃棄物処理計画の周知、災害廃棄物処理に係る行動の訓練など、発災時の初動行動が迅速に行われるように教育・訓練の内容、方法などを記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 国、県の災害廃棄物処理に係る新しい知見、講習会などの積極的活用を図り、定期的な周知・訓練が行われるよう留意する。

(5) 災害廃棄物等（災害廃棄物、し尿、避難所ごみ）の処理

① 災害廃棄物処理の基本方針

対象とする災害廃棄物に対する運搬・分別・前処理（破碎・選別）及び中間処理処分（再生利用含む）の方針を記載すること。

<記載上の留意事項>

検討報告書では、災害廃棄物等の処理の流れのイメージを次のように示しているので、これを参考に市町の実情に応じた処理方針を検討する。

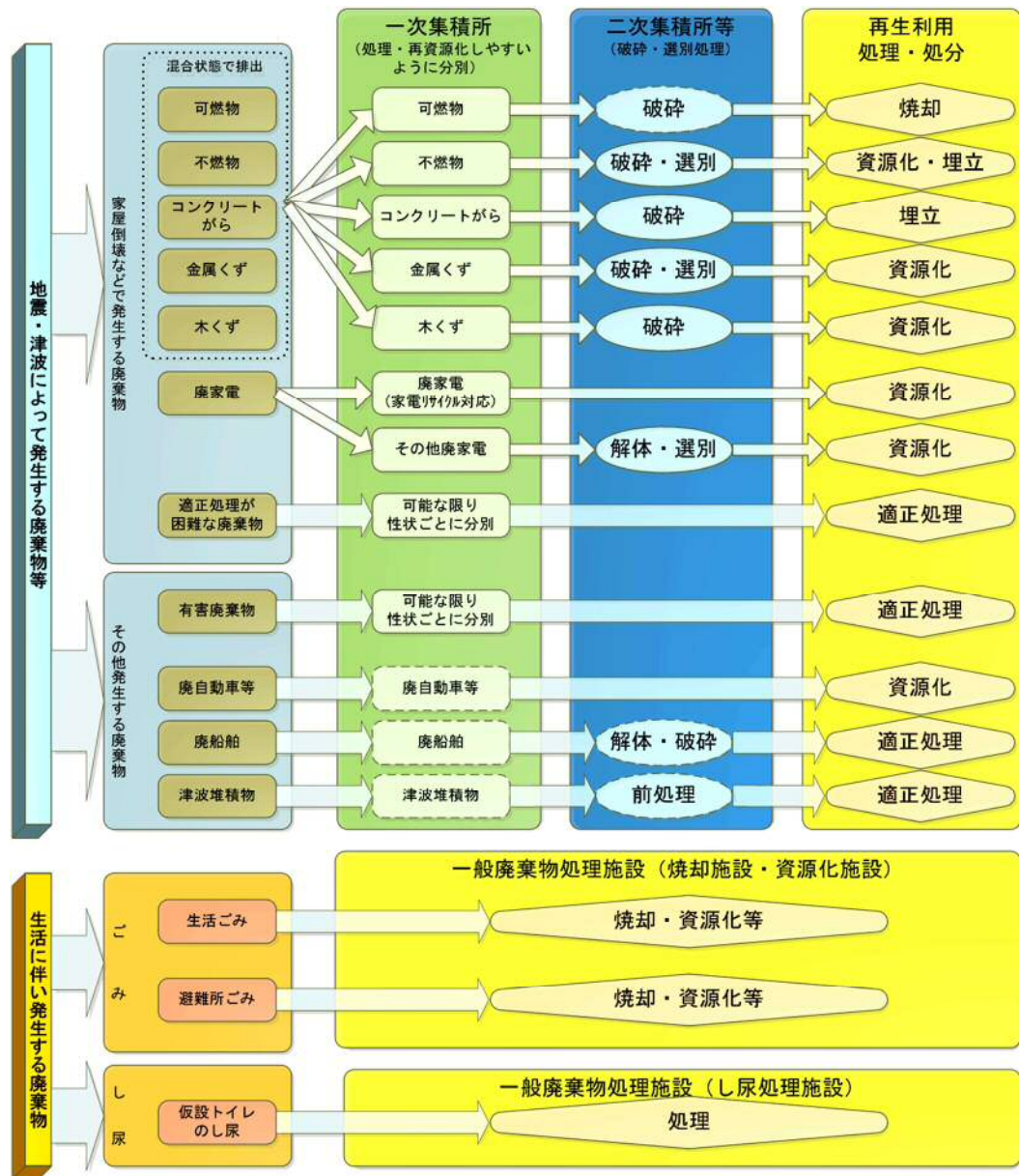


図 3-3 災害廃棄物処理の流れ（参考イメージ）

② 災害廃棄物の発生量及び処理可能量及び埋立処分可能量の推計

計画区域で発生する災害廃棄物の発生量及び、既存施設での処理可能量及び埋立処分可能量を推計し記載する。

【推計する項目】

- ・ 災害廃棄物
- ・ 津波堆積物
- ・ 避難所から発生する生活ごみ
- ・ し尿収集必要量

＜記載上の留意点＞

- 検討報告書に県内市町の災害廃棄物発生量の推計方法及び推計結果を記載しているため、それを参考にして推計を行うこと。
- なお、検討報告書では、南海トラフ巨大地震を対象としているため、別の災害を想定する場合には、別途推計し直すこと。
- 検討報告書で既存施設での処理可能量及び埋立処分可能量を推計しているが、実際の稼働日数などを勘案した上で、改めて処理可能量及び埋立処分可能量の推計を行うこと。

③ 災害廃棄物の処理スケジュール

推計した処理可能量及び埋立処分可能量と発生量から処理に要する期間を想定し、災害廃棄物の処理スケジュールを記載する。

＜記載上の留意点＞

- 災害廃棄物の処理は、仮設焼却炉（設置が必要な場合）の設置期間（申請期間、設計期間含む）を含めて最長3年間で処理を完了するスケジュールとなるよう留意する。

（5 ページ「表 3 - 1 発災後の時期区分と特徴」を参照）

④ 災害廃棄物等の処理フロー

災害廃棄物の発生量及び処理可能量及び埋立処分可能量の推計結果を処理フローに記載する。

<記載上の留意点>

- 図3-4「処理の流れ」の中で、囲んだ部分のフローを示すこと。

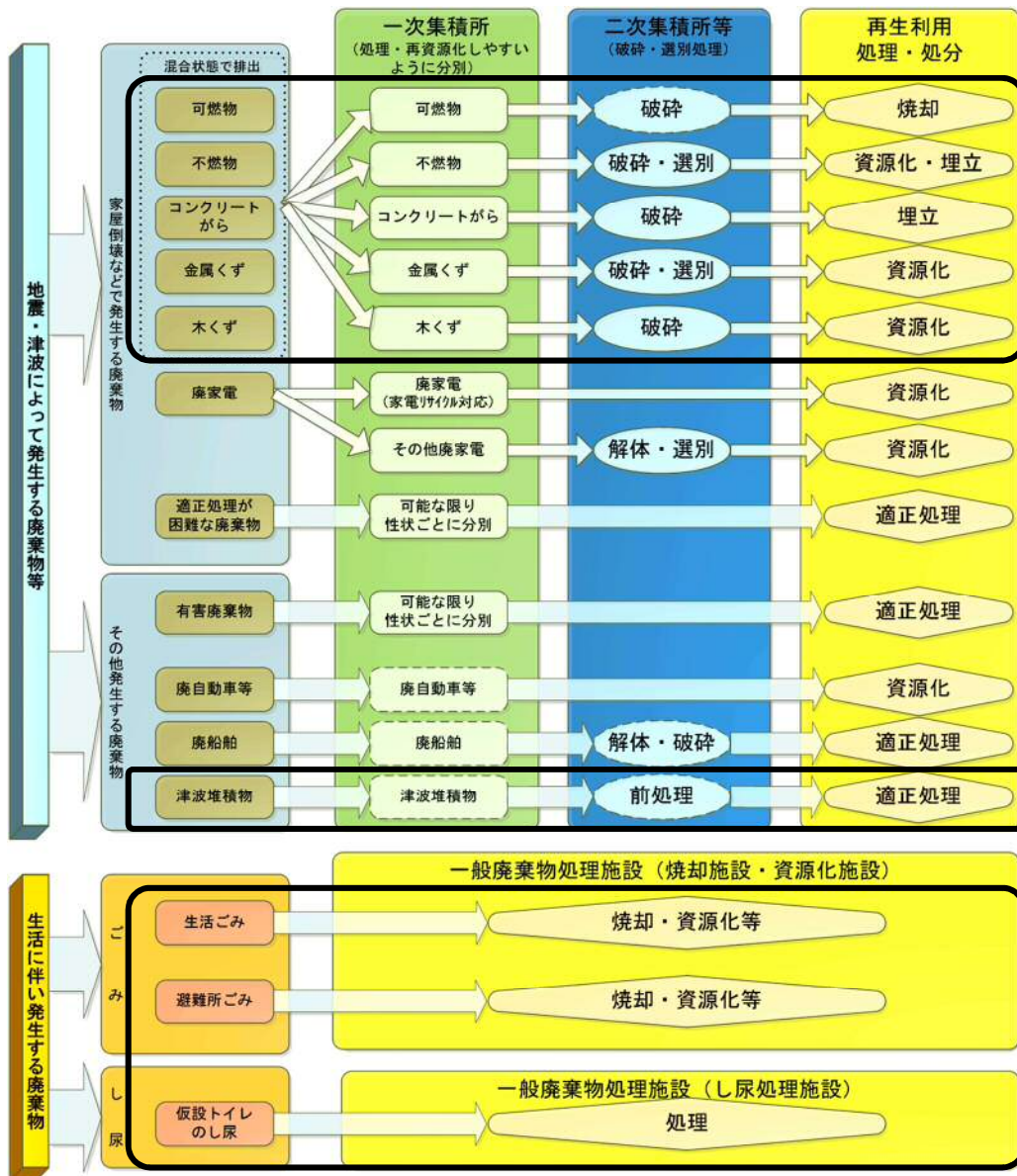


図 3-4 処理フローとして記載する範囲 (口で囲んだ部分)

また、災害廃棄物等の発生量、選別等処理後の廃棄物量、再生資材量等について、記入する標準的な処理フローは、次のとおり。

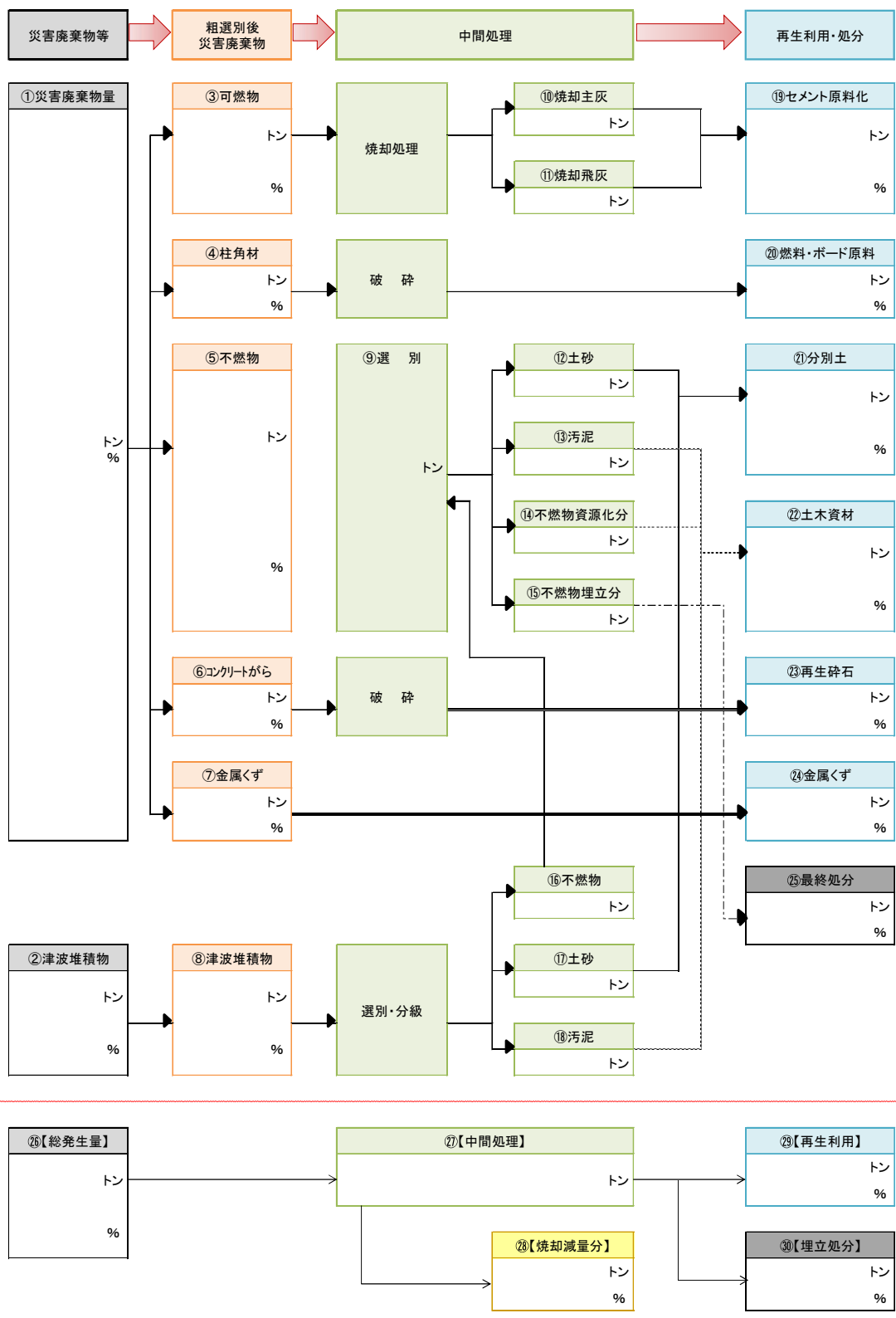


図 3-5 標準的な処理フローのイメージ

表 3-7 処理フローの入力項目と算出式

番号	入力項目及び算出パラメータ
①	市町別 災害廃棄物 発生量
②	市町別 津波堆積物 発生量
③	市町別 災害廃棄物 (可燃物) 発生量 (災害廃棄物の 18.0%)
④	市町別 災害廃棄物 (柱角材) 発生量 (災害廃棄物の 5.4%)
⑤	市町別 災害廃棄物 (不燃物) 発生量 (災害廃棄物の 18.0%)
⑥	市町別 災害廃棄物 (コンクリートがら) 発生量 (災害廃棄物の 52.0%)
⑦	市町別 災害廃棄物 (金属くず) 発生量 (災害廃棄物の 52.0%)
⑧	②と同じ (市町別 津波堆積物 発生量)
⑨	⑤+⑩ 選別対象となる災害廃棄物の「⑤不燃物」と津波堆積物の「⑩不燃物」
⑩	④×0.29 可燃物焼却後の焼却主灰の発生量
⑪	④×0.10 可燃物焼却後の焼却飛灰の発生量
⑫	⑨×0.53 不燃物中の土砂の割合
⑬	⑨×0.09 不燃物中の汚泥の割合
⑭	⑨×0.38×0.47 不燃物中の資源化分の割合 (0.38 選別前の不燃物の割合) (0.47 選別後の資源化分の割合)
⑮	⑨×0.38×0.53 不燃物中の埋立処理の割合 (0.38 選別前の不燃物の割合) (0.53 選別後の埋立処理の割合)
⑯	⑧×0.11 津波堆積物中の不燃物の割合
⑰	⑧×0.06 津波堆積物中の汚泥の割合
⑱	⑧×0.83 津波堆積物中の土砂の割合
⑲	⑩+⑪ 主灰と飛灰の合計 (→セメント原料化としてリサイクル)
⑳	「④柱角材」と同じ (全量再生利用)
㉑	⑫+⑰ (「⑫選別後の土砂」 + 「⑰津波堆積物の土砂」)
㉒	⑬+⑭+⑱ (「⑬選別後の汚泥」 + 「⑭選別後の不燃資源化分」 + 「⑱津波堆積物の汚泥」)
㉓	「⑥コンクリートがら」と同じ (全量再生利用)
㉔	「⑦金属くず」と同じ (全量再生利用)
㉕	「⑮不燃物埋立分」と同じ
㉖	「①市町別 災害廃棄物発生量」と「②市町別 津波堆積物」の合計
㉗	「㉖総発生量」と同じ
㉘	「⑩焼却主灰」と「⑪焼却飛灰」の合計
㉙	⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔ (「⑲セメント原料化」+「⑳燃料・ボード原料」+「㉑分別土」+「㉒土木資材」+「㉓再生砕石」+「㉔金属くず」)
㉚	「㉕最終処分量」と同じ

⑤ 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去の手順について記載する。

<記載上の留意点>

＝石綿含有建材使用の有無の確認＝

- 損壊家屋の解体・撤去を行うにあたって、石綿含有建材の使用の有無の確認、石綿の飛散防止等を図る必要があること。
- 作業手順や確認方法、飛散防止方法等については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月 環境省）を参考にすること。
- なお、石綿含有建材の種類や使用期間、使用部位等については、「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（平成20年3月 国土交通省）などを参考にすること。

＝解体・撤去＝

- 損壊家屋、工作物については、ライフラインの早期復旧、損壊家屋の倒壊による二次被害の防止などの観点から、各段階における優先順位をつけておく必要があること。

時期	優先的に解体・撤去を行うべき損壊家屋等
災害発生直後	通行の障害となっている損壊家屋等
応急対応時	倒壊の危険がある損壊家屋、工作物等
復旧復興時	その他解体の必要が損壊家屋、工作物等

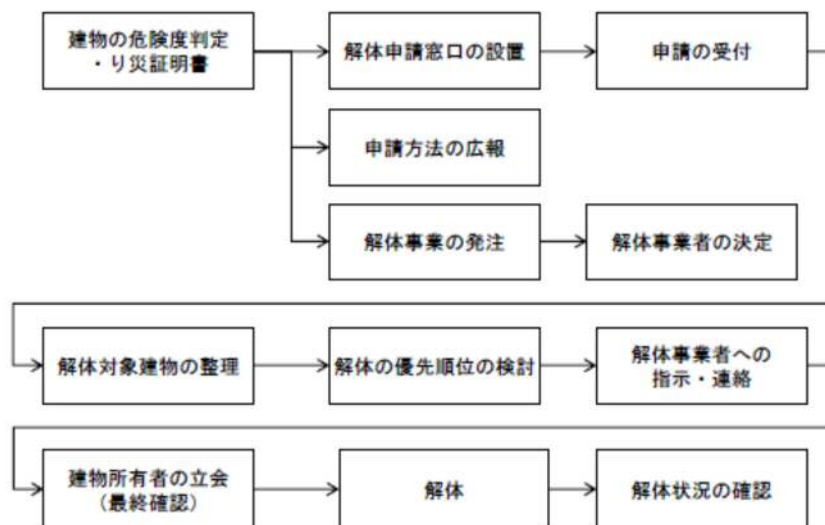


図 3-6 解体・撤去の手順（例）

⑥ 収集運搬計画

発災時において優先的に回収する災害廃棄物等の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 地域防災計画での運搬車両の位置づけを明確に記載すること。
- 優先的に回収する災害廃棄物は、有害廃棄物・危険物に加え、夏季は腐敗性廃棄物等が考えられるので、これらの収集運搬方法を記載すること。
- 戸別収集かステーション収集かなど収集方法を記載すること。また、災害廃棄物処理場所へ陸上運搬、水上運搬などの運搬経路を記載すること。
- 発災時の道路の損壊等による通行障害などが生じた場合を考慮した収集運搬ルートを検討すること。
- 災害廃棄物の種類に応じた必要資機材をリストアップすること。
- 発災時における収集運搬車両間の連絡体制を確保すること。

⑦ 仮置場（一次・二次集積所）の確保と仮設焼却場の設置

一次集積場の候補地を選定し、記載すること。二次集積場については、破碎選別や焼却処理など、既存の処理施設で対応できない場合に、候補地をあらかじめ選定し記載すること。

＜記載上の留意事項＞

- 検討報告書に記載している次の事項に留意すること。

表 3-8 集積場の選定及び配置計画にあたっての留意点

分類	留意点
仮置場全般	<p>・ 候補地は、以下の点を考慮して選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等 ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 <p>※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <p>(ア) 都市計画法第 6 条に基づく調査（いわゆる「6 条調査」）で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</p> <p>(イ) 仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。</p> <p>(ウ) 複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</p> <p>(エ) 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地）の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。</p> <p>(オ) 二次災害のおそれのない場所が望ましい。</p>

一次集積所	<p>(カ) 被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</p> <p>(キ) 住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。</p> <p>(ク) 分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。</p>
二次集積所	<p>(ケ) 一時的な保管や一部、破碎処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。</p> <p>(コ) 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</p> <p>(サ) 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地（大型船がつけられる岸壁）を想定し、近くに選定した方が良い。</p> <p>(シ) 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</p> <p>(ス) 選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性やワーカビリティ、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</p> <p>(セ) グランドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。</p>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-5「仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」

表 3-9 仮置場候補地（記載方法のイメージ）

名称	所在地	面積(m2)	備考
〇〇グラウンド	〇〇市〇〇町〇〇〇	1,000	搬入路の舗装が必要
〇〇工業団地	〇〇市〇〇町〇〇〇	3,000	

⑧ 分別・処理・再資源化方法

廃棄物の種類ごとの処理方法・再資源化方法を記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 検討報告書に記載した分別・処理・処分例を参考に、市町の実情に応じた廃棄物の種類ごとの処理方法・再資源化方法を検討すること。

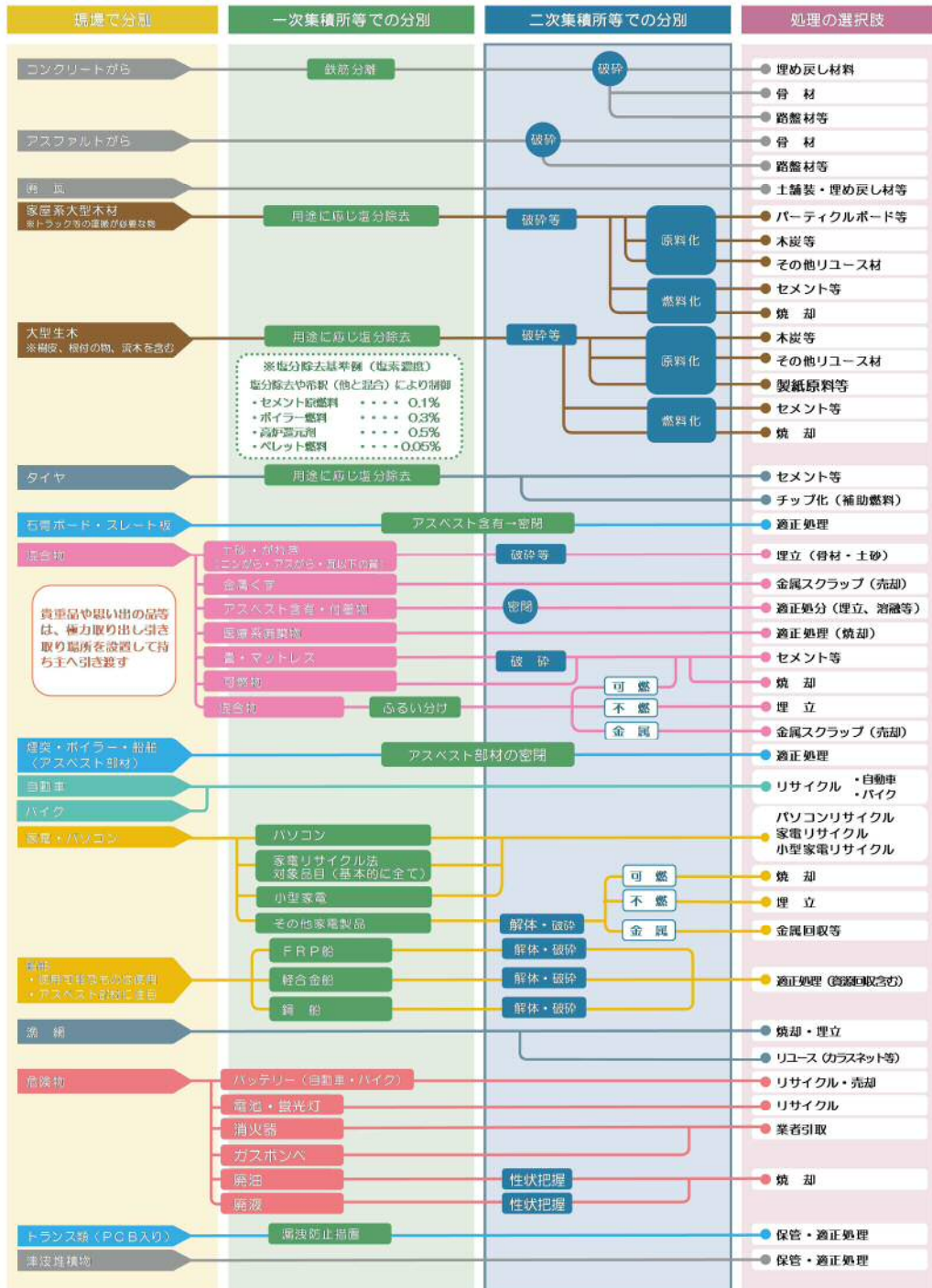


図 3-7 災害廃棄物の分別・処理・処分（例）

⑨ 最終処分

災害廃棄物の処分先である最終処分場と最終処分量について記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 既存の最終処分場の残余容量と処分対象量とを比較し、処分可能量が不足する場合は、広域で処分先の確保が必要となること。

⑩ 環境対策

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場における環境モニタリングの項目、内容などを記載すること。

＜記載上の留意事項＞

- 大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行うこと。
- 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止すること。
- 仮置場における火災を未然に防止するための措置を検討する。また、万一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置も併せて検討すること。

⑪ 広域的な処理・処分

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続き方法等を記載する。

また、既に広域処理の契約や協定がある場合にはその内容を記載する。

＜記載上の留意事項＞

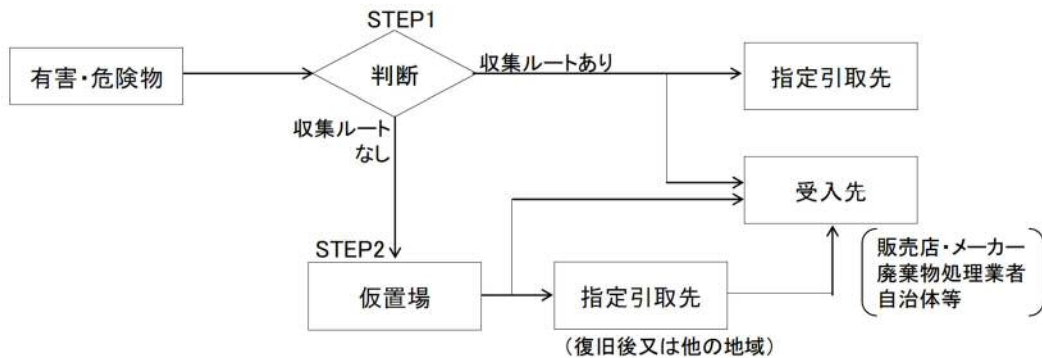
- 広域的な処理・処分の意義を十分に確認する。
- 広域処理の範囲やそれに関係する自治体を想定する。
- 港湾のある地域においては水上交通を利用した収集運搬を検討する。

⑫ 有害廃棄物・処理困難物の処理

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、有害物質取扱事業所の把握を行うとともに、災害時に備えた厳正な保管及び災害時において講じる対応などを記載する。

<記載上の留意事項>

- 災害廃棄物の中で、市町の施設では処理が困難なもの（有害廃棄物及びその他適正処理が困難な廃棄物）について、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法について住民に広報する必要があること。
- また、有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正処理を推進することが重要であること。
- 有害廃棄物の処理フローは、次に示すとおりであること。



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-20-15 「個別有害・危険製品の処理」

図 3-8 有害・危険物処理フロー

表 3-10 有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)	販売店、メーカーに回収依頼 ／廃棄物処理許可者に回収・ 処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カド ミウム蓄電池（ニカド 電池）、ニッケル水素 電池、リチウムイオン 電池	リサイクル協力店の回収 (箱)へ	破碎、選別、 リサイクル
		ボタン電池	電気店等の回収(箱)へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施している カー用品店・ガソリンスタン ドへ	破碎、選別、 リサイクル(金属回収)
	廃蛍光灯	回収(リサイクル)を行って いる事業者へ	破碎、選別、 リサイクル(カ レット、水銀回 収)	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオ イル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイク ル	
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収依頼 ／廃棄物処理許可者に回収・ 処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイ クル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場 合は、穴をあけて燃えないご みとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処 理許可者に依頼	破碎、選別、 リサイクル	
感染性廃棄物(家庭)	使用済注射器針 使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ご みとして収集、指定医療機関 での回収(使用済注射器針回 収薬局等)	焼却・溶融、埋 立	

⑬ 津波堆積物の処理・処分

津波堆積物の性状（土砂、ヘドロ、汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し記載する。

<記載上の留意事項>

- 津波堆積物の再資源化の可能性については、「東日本大震災津波堆積物処理指針 平成23年7月13日 環境省」において、有効利用・処分について次のように方法が整理されているので、これらを参考として検討するとともに、新しい知見・情報の収集に努めること。

表 3-11 津波堆積物の有効利用・処分方法

津波堆積物		有効利用・処分方法
①木くず・コンクリートくず等や有害物質等の混入がない津波堆積物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用先と物理的性状等について十分な調整の上、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての利用 ・ 最終処分が困難な場合は、海洋汚染防止法に基づく手続き等に従い、関係者の理解を得た上で海洋投入処分 ・ 津波堆積物の性状や土地利用の状況及び土地権利者との調整等によって、撤去を行わないことも検討
②木くず・コンクリートくず等や有害物質等の混入がある津波堆積物	(a)有害物質を含まない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用先と物理的性状等について十分な調整の上、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての利用 ・ 最終処分が困難な場合は、海洋汚染防止法に基づく手続き等に従い、関係者の理解を得た上で海洋投入処分 ・ 受入先と十分な調整の上、セメント原料化 ・ 受入先と十分な調整の上、舗装用ブロック等の原料化
	(b)有害物質を含むまたは渾然一体で選別が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄等による浄化、不溶化・無害化処理、熱処理（焼却・熔融等） ・ 浄化後のものは、利用先と物理的性状について十分な調整の上、埋め戻し材、盛土材の土木資材としての利用 ・ 受入先と十分な調整の上、セメントの原料化 ・ 浄化・熱処理後のものは、受入先と十分調整の上、舗装用ブロック等の原料化 ・ 一般廃棄物最終処分場への最終処分
	(c)選別後の木くず・コンクリートくず等	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートくず、アスファルトの破片については、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての利用 ・ 木くずについては有効利用(有効利用できないものについては焼却) ・ 金属くずについては有価物として売却・譲渡

⑭ 思い出の品等の取扱い

建物の解体など災害廃棄物等を撤去する場合は、思い出の品や貴重品を取り扱うことを前提として、取扱いルールを記載すること。

<記載上の留意事項>

- 指針に記載されている取扱いルール（例）を参考に検討すること。

表 3-12 思い出の品等の取扱いルール（案）

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持ち主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場やため者の解体現場で発見された場合は、その都度、回収する。または、住民・ボランティアの持ち込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は、郵送引き渡し可。

⑮ 許認可手続きの整理

災害廃棄物処理に係る種々の関係法令、許認可手続き等、最新の情報を整理し、記載する。

<記載上の留意事項>

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「災害対策基本法」の改正内容等を整理し、迅速な許認可手続き等が行えるようにすること。

＝廃棄物の処理及び清掃に関する法律＝

- ・ 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の手続きの簡素化
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置者に係る特例措置
- ・ 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託

＝災害対策基本法＝

- ・ 大規模災害時、環境大臣による災害廃棄物の処理指針の策定・公表
- ・ 環境大臣による災害廃棄物の処理代行

⑩ 災害廃棄物処理事業の進捗管理

被害状況に応じた災害廃棄物処理事業の進捗管理の方法を記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 専門職員が不足する場合は、災害廃棄物処理の管理業務をコンサルタント事業者へ委託することを検討すること。
- 処理が長期間にわたる場合は、総合的、計画的に処理を進める観点から、必要に応じ関係機関による連絡会を設置することを検討すること。

(6) 相談窓口の設置

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、受付体制（通信網復旧後は専用相談窓口の設置など）及び情報の管理方法を記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 各種相談窓口の設置手順及び開設の時期について留意すること。
- 被災者からの情報を一元管理する方法を検討すること。

(7) 住民等への周知・広報

災害廃棄物を適正に処理するため、住民や事業者に対し、平常時から分別意識等の啓発を行うとともに、発災後、被災者に対する災害廃棄物等の処理に関する広報の方法等について記載する。

＜記載上の留意事項＞

- 特に次の事項については、住民の理解を得られるように啓発の方法を検討すること。
 - ・ 仮置場への搬入に際しての分別方法
 - ・ 腐敗性廃棄物等の排出方法
 - ・ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野外焼却等の不適正な処理の禁止

(8) 県への事務委託

被害が甚大で、被災市町が自ら処理することが困難である場合、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理の県への事務委託が可能であることを記載する。

<記載上の留意事項>

- 指針や検討報告書に基づき、事務委託の規約やスキームを整理しておくこと。

【参考：県と市町との協議書類イメージ（東日本大震災 宮城県環境生活部の活動記録を参照）】

山口県知事 ○○ ○○ 様

○○市町長 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の委託について（協議）

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物の事務を委託したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により協議します。

○○（市・町）長 ○○ ○○ 様

山口県知事 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の受託について（回答）

平成○○年○月○日付け○○第○○号で協議の申出のありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を受託することに同意します。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定に基づく告示については、平成○○年○月○日付け山口県告示第○○号で行いますが、貴市（町）においても告示されるようお願いします。

(別紙)

〇〇市(町)と山口県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、〇〇市(町)は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理(以下「災害等廃棄物処理の事務」という。)を山口県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により山口県に委託する災害等廃棄物処理の事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、〇〇〇〇〇〇による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第3条 委託事務の管理及び執行については、山口県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、山口県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市(町)が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市(町)と山口県とが協議して定める。この場合において、山口県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市(町)長に送付するものとする。

(補足)

第5条 山口県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市(町)長に通知するものとする。

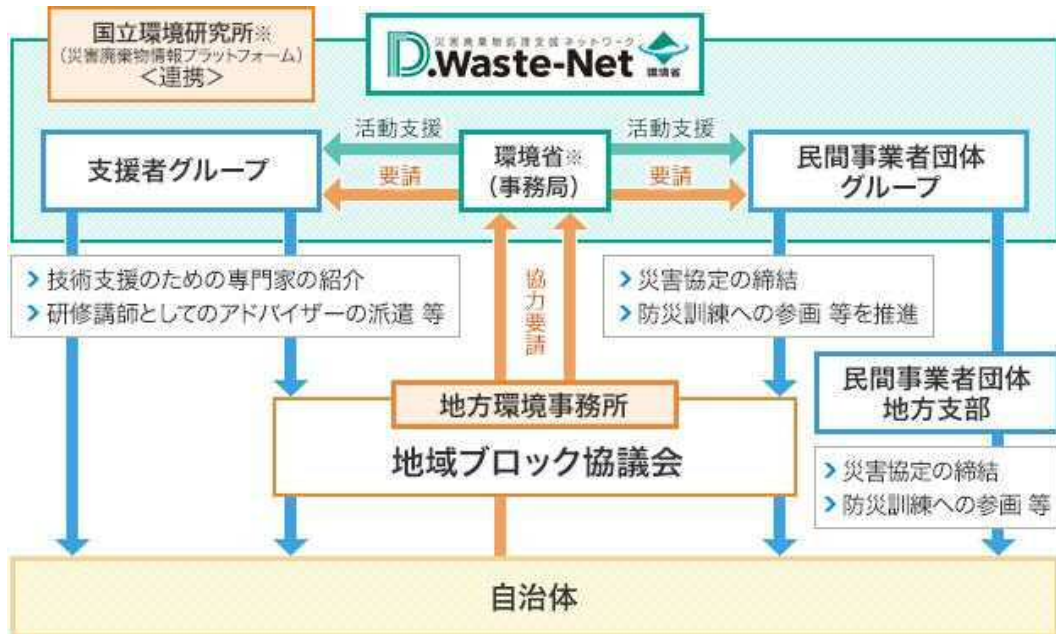
2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市(町)と山口県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(9) 国の災害廃棄物処理支援システムの活用

災害廃棄物処理実行計画の策定等に当たって、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net) を活用することを記載する。



第4章 資料編

1. 被害想定データ

※出典はすべて「平成25年度 地震・津波被害想定設定業務委託 第1工区報告書」

(1) 想定地震・津波

南海トラフ巨大地震

(2) 被害想定結果の概要

表 4-1 被害想定結果概要

想定項目		地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
地震動・液状化	最大震度		震度6強
	震度6弱以上のエリア位置		岩国市, 柳井市, 周防大島町, 和木町, 上関町, 田布施町, 平生町
	液状化危険度がかなり高い面積(PL>15の面積率)		県全面積の1.6%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	402箇所
		地すべり	31箇所
		山腹崩壊	91箇所
津波	最高津波水位(重ね合わせ)	T.P.+3.8m(下関市, 柳井市, 平生町)	
	最高津波の到達時間(重ね合わせ)	最短で約2時間	
	1cm以上の浸水面積(ケース⑤)	8.069ha	
建物被害 (被害が最大)	全壊の主な原因(割合)		津波(59%)、液状化(30%)
	全壊棟数・焼失棟数(うち津波が原因)*		5,926棟(3,454棟)
	【焼失棟数】		31棟
	半壊棟数(うち津波が原因)		43,021棟(32,968棟)
人的被害 (被害が最大)	死者の主な原因(割合)		津波(95%)
	死者数(うち津波が原因)**		614人(582人)
	負傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)***		1,477人(1,353人、118人)
	重傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)*		98人(55人、40人)
	災害時要援護者数***		17人
	自力脱出困難者***		85人
ライフライン被害	津波被害に伴う要救助者**		1,438人
	上水道(直後の断水人口)		210,612人
	下水道(直後の機能支障人口)		6,275人
	電力(直後の停電軒数)*		14,432軒
	通信(直後の固定電話不通回線数)*		9,381回線
交通施設被害	ガス(直後の供給停止戸数)		0戸
	緊急輸送道路(被害箇所数)		41箇所
	道路(被害箇所数)	津波浸水域外	344箇所
		津波浸水域	115箇所
	鉄道(被害箇所数)	津波浸水域外	188箇所
津波浸水域		52箇所	
港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		4岸壁	
生活支障	避難者(1日後の避難者数)*		167,643人
	帰宅困難者数(平日の昼間)		57,154人
	物資不足量(1日後の食料不足量)*		不足しない
	仮設トイレ不足量(1日後の必要基数)*		不足しない
	医療機能支障(医療需要過不足数)		不足しない
その他施設等被害	石油コンビナート(被害箇所数)		60箇所
	孤立集落(孤立世帯数)		1,818世帯
	重要施設(機能支障可能性がある施設数)*		27箇所
	ため池(破堤による災害発生の危険性が高い箇所数)		6箇所
	災害廃棄物発生量*	災害廃棄物	61万トン
		津波堆積物	222~471万トン
道路閉塞(道路リンク閉塞率)の多い市町		山口市, 岩国市, 周防大島町, 和木町	
経済被害	直接被害*	約1.2兆円	

※ 被害は山口県全域での集計値
 ※ *: 冬の夕方18時かつ風速1.5m/sの場合の被害量
 ※ **: 夏の昼12時かつ風速1.5m/sの場合の被害量
 ※ ***: 冬の深夜かつ風速1.5m/sの場合の被害量

(3) 市町別被害想定基礎データ

① 地震動・土砂災害

市町	基礎データ					地震動							土砂災害		
	人口(人)		建物棟数(棟)			最大震度	震度別罹率(%)						危険度ランクAの箇所数(箇所)		
	昼間人口	夜間人口	木造	非木造	合計		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	急傾斜地崩壊	地すべり	山腹崩壊
下関市	276,979	290,947	102,048	33,262	135,310	5弱	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	98.6	0	0	1
宇部市	175,324	173,772	87,372	29,851	117,223	5強	0.0	0.0	0.0	1.4	98.6	42.7	0	0	0
山口市	198,863	195,626	79,552	36,382	115,934	5強	0.0	0.0	0.0	2.8	46.8	50.5	1	0	1
萩市	52,845	53,747	40,990	7,364	48,354	5強	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	76.9	0	0	0
防府市	114,573	116,611	34,396	22,852	57,348	5強	0.0	0.0	0.0	4.2	48.6	47.3	3	0	0
下松市	56,043	55,012	21,709	10,290	31,999	5強	0.0	0.0	0.0	5.8	84.6	9.8	2	0	1
岩国市	141,322	143,857	83,980	23,692	107,672	6弱	0.0	0.0	5.4	38.8	49.9	5.3	176	10	30
光市	90,490	93,004	24,933	9,410	34,343	5強	0.0	0.0	1.4	23.8	74.8	0.0	2	0	3
長門市	37,714	38,349	26,481	5,745	34,233	5弱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	99.6	10	0	0
柳井市	35,913	34,730	45,431	12,126	57,557	6強	0.0	0.3	11.8	76.3	11.6	0.0	59	6	4
美祿市	28,847	28,630	22,594	6,452	29,046	5弱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	99.3	0	0	0
周南市	154,999	149,487	51,401	23,645	75,046	5強	0.0	0.0	0.0	3.0	60.0	37.0	1	0	1
山陽小野田市	82,108	84,550	34,871	9,993	44,864	5強	0.0	0.0	0.0	0.0	17.8	82.2	1	0	0
周防大島町	16,964	19,084	16,236	1,564	19,800	6弱	0.0	0.0	17.4	82.6	0.0	0.0	94	8	19
和木町	6,017	6,378	2,395	3,147	5,542	6弱	0.0	0.0	42.2	57.8	0.0	0.0	8	0	2
上関町	3,186	3,332	3,842	934	4,776	6弱	0.0	0.0	19.3	74.9	5.8	0.0	15	3	8
田布施町	14,017	15,986	9,634	2,421	12,055	6弱	0.0	0.0	7.0	74.4	18.7	0.0	22	0	9
平生町	12,950	13,491	9,783	1,994	11,777	6弱	0.0	0.0	19.4	74.1	10.4	0.0	8	4	12
阿武町	3,811	3,743	4,584	754	5,338	5強	0.0	0.0	0.0	2.0	17.3	80.6	0	0	0
合計	1,444,127	1,451,338	706,242	241,978	948,220	6強	0.0	0.0	1.9	12.7	32.0	53.4	402	31	91

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

② 建物被害（風速15m/s、冬18時のケース）

市町	全球棟数(棟)					建物被害					火災による建物被害		
	原因別				合計	原因別				合計	出火件数(件)	発生火件数(件)	焼失棟数(棟)
	揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波				
下関市	0	0	0	166	166	0	1	0	851	852	0	0	0
宇部市	0	97	0	326	423	3	148	0	3,542	3,694	0	0	0
山口市	0	323	0	318	641	28	68	0	1,469	1,565	0	0	0
萩市	0	32	0	0	32	0	3	0	0	3	0	0	0
防府市	0	10	0	208	219	3	52	0	1,470	1,525	0	0	0
下松市	0	30	0	1	31	12	80	0	166	258	0	0	0
岩国市	427	525	32	653	1,637	4,085	1,071	66	8,982	14,205	2	2	31
光市	0	182	0	23	205	24	109	0	200	334	0	0	0
長門市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井市	56	78	4	586	725	1,053	416	8	6,593	8,089	0	0	0
美祿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周南市	0	22	0	106	128	9	105	0	2,171	2,286	0	0	0
山陽小野田市	0	12	0	735	746	0	16	0	3,083	3,099	0	0	0
周防大島町	64	178	12	97	351	1,059	274	23	1,019	2,374	0	0	0
和木町	49	167	1	88	297	328	177	1	1,094	1,601	0	0	0
上関町	9	3	8	24	44	184	4	17	264	470	0	0	0
田布施町	3	31	2	14	49	138	84	4	325	551	0	0	0
平生町	8	64	2	108	202	243	153	5	1,738	2,138	0	0	0
阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	609	1,771	61	3,454	5,895	7,168	2,761	124	32,968	43,021	2	2	31

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

③ 人的被害（風速15m/s、冬18時のケース）

市町	人的被害																				自力脱出困難者(人)	
	死者(人)						負傷者(人)						重傷者(人)〔負傷者の内数〕									
	原因別					合計	原因別					合計	原因別					合計				
建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	津波	その他	建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒		土砂 災害	火災	津波	その他	建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒		土砂 災害	火災	津波	その他						
下関市	0	(0)	0	0	53	0	53	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇部市	0	(0)	0	0	23	0	23	0	(0)	0	0	0	3	3	0	(0)	0	0	0	1	1	0
山口市	0	(0)	0	0	22	0	22	3	(8)	0	0	2	1	5	0	(0)	0	0	1	0	1	0
萩市	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0
防府市	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	10	2	12	0	(0)	0	0	4	1	4	0
下松市	0	(0)	0	0	0	0	0	1	(2)	0	0	0	2	3	0	(0)	0	0	0	1	1	0
岩国市	21	(4)	2	1	241	0	265	533	(88)	3	175	86	7	804	29	(18)	1	49	29	3	111	54
光市	0	(0)	0	0	0	0	0	2	(8)	0	0	0	1	4	0	(0)	0	0	0	1	1	0
長門市	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0
柳井市	3	(1)	0	0	48	0	52	128	(16)	0	0	0	3	131	3	(3)	0	0	0	1	4	3
美祇市	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0
周南市	0	(0)	0	0	50	0	50	0	(1)	0	0	3	2	5	0	(0)	0	0	1	1	2	0
山陽小野田市	0	(0)	0	0	58	0	58	0	(0)	0	0	2	0	2	0	(0)	0	0	1	0	1	0
周防大島町	4	(1)	1	0	50	0	54	154	(13)	1	0	17	1	173	4	(3)	1	0	6	1	11	6
和木町	2	(0)	0	0	0	0	2	88	(5)	0	0	0	1	89	3	(1)	0	0	0	0	3	6
上関町	1	(0)	1	0	0	0	1	21	(2)	1	0	0	0	22	0	(1)	0	0	0	0	0	1
田布施町	0	(0)	0	0	0	0	0	13	(5)	0	0	0	0	14	0	(0)	0	0	0	0	0	0
平生町	0	(0)	0	0	1	0	1	33	(5)	0	0	0	1	24	0	(0)	0	0	0	0	1	1
阿武町	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0
合計	30	(5)	4	1	547	1	582	956	(147)	5	175	122	24	1,282	29	(26)	2	49	41	9	141	72

※小基数以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 ※()内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
 ※その他とは、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

④ ライフライン・交通施設・生活支障・その他施設

市町	ライフライン										交通				生活支障				その他施設等				経済被害 (億円)									
	上水道		下水道		電力		通信		ガス		緊急輸送道路		道路		港湾		1日後		帰宅困難者(人)		重要施設(使用性×箇所)			ため池(危険度ランク)		災害発生量(万トン)		孤立集落(世帯)				
	断水人口(人)	復旧要人口(人)	停電軒数(軒)	不通回線数(回線)	供給停止(戸数)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)		被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)	被害箇所(箇所)			
下関市	0	108	428	252	0	1	12	0	10	3.7	105	4,930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	232			
宇部市	124	894	1,024	663	0	1	26	0	1.2	4.4	131	7,014	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	914			
山口市	2,871	394	464	330	0	3	94	0	0.5	2.2	64	10,943	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,482			
萩市	2	93	32	16	0	3	10	0	0.0	0.0	1	1,253	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16			
防府市	125	634	655	479	0	1	31	1	0.6	2.3	70	4,308	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	682			
下松市	854	411	170	83	0	1	10	0	0.1	0.3	14	2,887	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,367	115		
岩国市	138,052	782	6,762	4,398	0	12	118	1	2.7	9.8	281	5,026	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	3,537		
光市	619	437	199	121	0	2	15	1	0.5	1.6	56	2,229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	183		
基門市	0	11	3	2	0	0	0	0	0.0	0.0	0	1,282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22		
柳井市	20,863	392	1,185	789	0	2	37	0	0.8	3.0	88	2,148	0	9	0	1	38	35	485	1,529	0	0	0	0	0	0	0	0	0	485	1,529	
美祇市	0	0	3	1	0	1	0	0	0.0	0.0	0	2,159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24		
周南市	464	1,138	748	414	0	4	41	1	1.2	4.3	132	8,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	815	
山陽小野田市	0	77	745	526	0	0	16	0	0.8	2.9	81	2,854	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	921	
周防大島町	17,586	269	912	554	0	3	40	0	0.5	1.8	54	496	0	0	0	4	852	24	214	681	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	681	
和木町	5,772	222	447	293	0	0	3	0	0.2	0.9	26	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,136	
上関町	2,716	15	127	75	0	0	8	0	0.1	0.5	14	155	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	259	125
田布施町	10,049	150	165	94	0	1	13	0	0.1	0.5	18	610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187
平生町	10,511	232	358	240	0	1	12	0	0.4	1.6	46	452	1	2	0	1	84	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	404
阿武町	5	15	7	3	0	0	2	0	0.0	0.0	0	148	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	210,612	6,275	14,432	9,301	0	41	450	4	11.2	40.2	1,179	57,154	4	20	0	6	774	532	1,016	11,974	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,974	

※小基数以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 ※帰宅困難者は乗客を対象としているため、表タイトルの発生時刻と異なる。
 ※重要施設は集積施設を除く。
 ※災害発生量発生量は津波堆積物発生量に相当するため、最大値を採用した結果を示す。

⑤ ライフラインの復旧予測

i. 上水道

市町	夜間人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1カ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
下関市	280,947	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
宇部市	173,772	124	0.1	124	0.1	0	0.0	0	0.0
山口市	196,628	2,871	1.5	2,871	1.5	197	0.1	0	0.0
萩市	53,747	2	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0
防府市	116,611	125	0.1	125	0.1	0	0.0	0	0.0
下松市	55,012	854	1.6	854	1.6	275	0.5	0	0.0
岩国市	143,857	138,052	96.0	112,228	78.0	60,420	42.0	7,624	5.3
光市	53,004	619	1.2	619	1.2	53	0.1	0	0.0
長門市	38,349	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
柳井市	34,730	20,863	60.1	11,221	32.3	2,084	6.0	0	0.0
美祿市	28,630	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
周南市	149,487	464	0.3	464	0.3	150	0.1	0	0.0
山陽小野田市	64,550	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
周防大島町	19,084	17,586	92.1	12,975	68.0	8,015	42.0	1,012	5.3
和木町	6,378	5,772	90.5	4,121	64.6	2,679	42.0	338	5.3
上関町	3,332	2,716	81.5	1,701	51.0	200	6.0	0	0.0
田布施町	15,986	10,049	62.9	5,468	34.2	959	6.0	0	0.0
平生町	13,491	10,511	77.9	6,339	47.0	810	6.0	0	0.0
阿武町	3,743	5	0.1	5	0.1	0	0.0	0	0.0
計	1,451,338	210,612	14.5	159,116	11.0	75,841	5.2	8,974	0.6

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 ※夜間人口は、市町単位の人口を採用するため平成22年国勢調査の値である。

ii. 下水道

市町	処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1カ月後	
		支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)
下関市	201,392	108	0.1	108	0.1	108	0.1	0	0.0
宇部市	126,229	894	0.7	894	0.7	894	0.7	0	0.0
山口市	128,516	394	0.3	394	0.3	394	0.3	0	0.0
萩市	31,168	93	0.3	93	0.3	93	0.3	0	0.0
防府市	71,145	634	0.9	634	0.9	634	0.9	0	0.0
下松市	44,214	411	0.9	411	0.9	411	0.9	0	0.0
岩国市	48,534	782	1.6	782	1.6	782	1.6	0	0.0
光市	41,133	437	1.1	437	1.1	437	1.1	0	0.0
長門市	31,732	11	0.0	11	0.0	11	0.0	0	0.0
柳井市	14,513	392	2.7	392	2.7	392	2.7	0	0.0
美祿市	13,173	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
周南市	133,765	1,138	0.9	1,138	0.9	1,138	0.9	0	0.0
山陽小野田市	34,601	77	0.2	77	0.2	77	0.2	0	0.0
周防大島町	7,309	269	3.7	269	3.7	269	3.7	0	0.0
和木町	6,457	222	3.4	222	3.4	222	3.4	0	0.0
上関町	441	15	3.5	15	3.5	15	3.5	0	0.0
田布施町	6,727	150	2.2	150	2.2	150	2.2	0	0.0
平生町	8,506	232	2.7	232	2.7	232	2.7	0	0.0
阿武町	2,889	15	0.5	15	0.5	15	0.5	0	0.0
計	952,444	6,275	0.7	6,275	0.7	6,275	0.7	0	0.0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

⑥ 避難者の時間推移

市町	夜間人口 (人)	直後			1週間後			1カ月後		
		避難者			避難者			避難者		
		計	避難所 生活者	避難所外 生活者	計	避難所 生活者	避難所外 生活者	計	避難所 生活者	避難所外 生活者
下関市	290,724	15,570	10,379	5,191	733	652	81	733	220	513
宇部市	178,762	18,252	12,157	6,095	1,434	1,221	213	1,425	428	998
山口市	199,177	9,059	6,022	3,037	904	693	211	869	261	609
萩市	57,998	23	14	9	23	12	12	23	7	16
防府市	116,919	9,579	6,381	3,198	693	589	104	686	206	480
下松市	54,185	1,442	956	486	119	70	49	103	31	72
岩国市	148,719	41,168	27,357	13,811	10,340	7,534	2,806	7,667	2,300	5,367
光市	53,956	7,728	5,135	2,594	481	315	166	442	133	310
長門市	41,132	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井市	36,251	12,590	8,389	4,202	1,227	1,048	179	1,091	327	764
美祢市	29,805	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周南市	151,677	18,120	12,077	6,043	867	758	110	845	253	591
山陽小野田市	66,503	11,962	7,974	3,988	1,615	1,451	164	1,615	485	1,131
周防大島町	21,394	7,735	5,137	2,598	1,768	1,201	567	1,178	354	825
和木町	6,287	3,619	2,405	1,214	665	507	158	590	177	413
上関町	3,706	2,121	1,413	708	150	122	28	99	30	69
田布施町	16,197	2,200	1,463	737	441	280	160	247	74	173
平生町	14,173	6,476	4,313	2,163	847	674	173	658	197	460
阿武町	4,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,491,667	167,643	111,571	56,073	22,306	17,127	5,179	18,272	5,482	12,790

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

※夜間人口は、メッシュ単位の人口を採用するため平成17年国勢調査の値である。

2. 災害廃棄物等の発生量等

(1) 災害廃棄物及び津波堆積物の推計方法

表1 災害廃棄物発生量パラメーター一覧

項目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×床面積あたり廃棄物重量 = (全壊・焼失棟数) × 1棟あたり床面積×床面積あたりの震災廃棄物発生量
床面積あたりの震災廃棄物発生量	木造：0.6トン/m ² 、非木造：1.0トン/m ² 火災による焼失：0.23トン/m ²
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116トン/棟
1棟あたり平均床面積	木造：118m ² /棟、非木造：329m ² /棟

出典：被害想定調査報告書

表2 津波堆積物発生量パラメーター一覧

項目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×体積重量換算係数
体積重量換算係数	1.10～1.46トン/m ³

出典：被害想定調査報告書

表3 災害廃棄物の種類別内訳比率（南海トラフ巨大地震に適用分のみ掲載）

項目	液状化、揺れ、津波 東日本大震災の実績 (宮城県+岩手県)	火災	
		既往文献の発生源単位をもとに設定	
		木造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	52%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-1 「災害廃棄物等の発生量の推計」

(2) 仮置場の必要面積の算定方法

表4 一次集積所必要面積算定式

項目	計算式、パラメータ等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)
集積量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4 (t/m ³)、不燃物 1.1 (t/m ³)
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-4 「仮置場の必要面積の算定方法の例1」

(3) 生活に伴い発生する廃棄物の推計方法

表5 避難所から発生する生活ごみ量パラメーター一覧

項目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×1人1日平均排出量
避難者数	被害想定調査報告書より抽出
1人1日平均排出量	一般廃棄物処理実態調査報告書 平成25年度実績より 生活系ごみ収集量/収集人口

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2
「避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計方法」

(4) 災害発生時のし尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数の推計方法

表6 し尿収集必要量パラメーター一覧

項目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量 = (仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) × 1人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数+断水による仮設トイレ必要人数
断水による 仮設トイレ必要人数	{水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)} ×断水率×1/2
非水洗化区域し尿 収集人口	し尿収集人口-避難者数×(し尿収集人口/総人口)
水洗化人口、総人 口、し尿収集人口	一般廃棄物処理実態調査報告書 (平成25年度)
避難者数、断水率	被害想定調査報告書より抽出
1人1日平均排出量	一般廃棄物処理実態調査報告書 (平成25年度) → し尿収集量/し尿収集人口

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2
「避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計方法」

表7 仮設トイレの必要基数

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集頻 度
仮設トイレの容量	400Lとする。
収集頻度	3日/回

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2
「避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計方法」

(5) 市町別災害廃棄物及び津波堆積物発生量

表 8 市町別災害廃棄物及び津波堆積物

市町	①災害廃棄物等 発生量 万トン	津波堆積物			④災害廃棄物 万トン ①-③	⑤津波堆積物 万トン ①-④
		浸水面積 ha	②浸水面積比率	③津波堆積物 振り分け(万トン) 471万トン×②		
下関市	36	637	7.4%	34.854	1.146	34.854
宇部市	36	610	7.1%	33.441	2.559	33.441
山口市	101	1,666	19.3%	90.903	10.097	90.903
萩市	0	0	0.0%	0.000	0.000	0.000
防府市	60	1,022	11.8%	55.578	4.422	55.578
下松市	5	90	1.0%	4.710	0.290	4.710
岩国市	99	1,573	18.2%	85.722	11.192	87.808
光市	6	82	0.9%	4.239	1.761	4.239
長門市	0	0	0.0%	0.000	0.000	0.000
柳井市	35	474	5.5%	25.905	9.095	25.905
美祿市	0	0	0.0%	0.000	0.000	0.000
周南市	30	494	5.7%	26.847	3.153	26.847
山陽小野田市	55	830	9.6%	45.216	9.784	45.216
周防大島町	24	455	5.3%	24.963	0.000	24.000
和木町	7	71	0.8%	3.768	3.232	3.768
上関町	6	116	1.3%	6.123	0.000	6.000
田布施町	9	157	1.8%	8.478	0.522	8.478
平生町	24	373	4.3%	20.253	3.747	20.253
阿武町	0	0	0.0%	0.000	0.000	0.000
合計	533	8,650	100.0%	471.000	61.000	472.000

※「①災害廃棄物等発生量 - ③津波堆積物」がマイナスとなる市町については、

④災害廃棄物を0として端数調整している。

※浸水面積は、被害想定設定報告書による。

表 9 建物被害別災害廃棄物等発生量

(単位：トン)

市町	全壊(揺れ、液状化、土砂災害、津波)										火災焼失	
	木造					非木造					木造	非木造
	棟数×(118m ³ /棟)×(0.6トン/m ³)			棟数×(116トン/棟)	合計	棟数×(329m ³ /棟)×(1.0トン/m ³)			棟数×(116トン/棟)	合計	棟数×(118m ³ /棟) ×(0.23トン/m ³)	棟数×(329m ³ /棟) ×(0.23トン/m ³)
	揺れ	液状化	土砂災害	津波 浸水ごみ		揺れ	液状化	土砂災害	津波 浸水ごみ			
下関市	0	0	0	17,400	17400	0	0	0	1,856	1856	0	0
宇部市	0	6,868	0	32,480	39348	0	0	0	5,336	5336	0	0
山口市	0	22,514	0	30,740	53254	0	1,395	0	6,264	7659	0	0
萩市	0	2,266	0	0	2266	0	0	0	0	0	0	0
防府市	0	708	0	18,444	19152	0	0	0	5,916	5916	0	0
下松市	0	2,124	0	116	2240	0	0	0	0	0	0	0
岩国市	26,904	36,533	1,770	53,824	119031	16,391	3,139	2,441	21,924	43895	656	516
光市	0	12,390	0	2,320	14710	0	2,441	0	348	2789	0	0
長門市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井市	3,682	5,522	212	56,724	66140	1,395	0	349	11,368	13112	0	0
美祿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周南市	0	1,558	0	9,164	10722	0	0	0	3,132	3132	0	0
山陽小野田市	0	850	0	74,240	75090	0	0	0	10,904	10904	0	0
周防大島町	4,390	12,532	779	10,788	28489	697	349	349	580	1975	0	0
和木町	1,912	10,266	0	7,192	19370	5,231	7,672	0	3,016	15919	0	0
上関町	637	212	496	2,552	3897	349	0	349	232	930	0	0
田布施町	142	2,195	142	1,508	3987	0	0	0	116	116	0	0
平生町	496	5,876	142	11,484	17998	349	349	0	1,044	1742	0	0
阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	38,163	122,414	3,541	328,976	493094	24,412	15,345	3,488	72,036	115,281	656	516

岩国市の火災焼失の木造、非木造比率は、基礎データによる棟数比率と同等とし、火災による焼失の1棟あたり平均床面積は次のとおりとする。

種類	棟数	割合	床面積 (m ² /棟)
木造	83,980	78%	118
非木造	23,692	22%	329
合計	107,672	100%	164

表10 建物被害別種類別災害廃棄物等発生量
(揺れ、液状化、土砂災害及び津波災害廃棄物)

市町	災害廃棄物 万トン	液状化、揺れ 土砂、津波 災害廃棄物量 万トン	液状化、揺れ、土砂、津波災害廃棄物の種類別内訳					合計 万トン
			可燃物 18.0% 万トン	不燃物 18.0% 万トン	コンクリートがら 52.0% 万トン	金属 6.6% 万トン	柱角材 5.4% 万トン	
下関市	1.146	1.146	0.206	0.206	0.596	0.076	0.062	1.146
宇部市	2.559	2.559	0.461	0.461	1.330	0.169	0.138	2.559
山口市	10.097	10.097	1.817	1.817	5.252	0.666	0.545	10.097
萩市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
防府市	4.422	4.422	0.796	0.796	2.299	0.292	0.239	4.422
下松市	0.290	0.290	0.052	0.052	0.151	0.019	0.016	0.290
岩国市	11.192	11.112	2.000	2.000	5.779	0.733	0.600	11.112
光市	1.761	1.761	0.317	0.317	0.916	0.116	0.095	1.761
長門市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
柳井市	9.095	9.095	1.637	1.637	4.730	0.600	0.491	9.095
美祿市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
周南市	3.153	3.153	0.568	0.568	1.639	0.208	0.170	3.153
山陽小野田市	9.784	9.784	1.761	1.761	5.088	0.646	0.528	9.784
周防大島町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和木町	3.232	3.232	0.582	0.582	1.680	0.213	0.175	3.232
上関町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
田布施町	0.522	0.522	0.094	0.094	0.272	0.034	0.028	0.522
平生町	3.747	3.747	0.674	0.674	1.950	0.247	0.202	3.747
阿武町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	61.000	60.920	10.965	10.965	31.682	4.019	3.289	60.920

表11 建物被害別種類別災害廃棄物等発生量
(火災廃棄物[木造])

市町	災害廃棄物 万トン	火災廃棄物 木造 災害廃棄物量 万トン	火災廃棄物種類別内訳(木造)				合計 万トン	
			可燃物 0.1% 万トン	不燃物 65.0% 万トン	コンクリートがら 31.0% 万トン	金属 4.0% 万トン		柱角材 0.0% 万トン
下関市	1.146	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宇部市	2.559	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山口市	10.097	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
萩市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
防府市	4.422	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
下松市	0.290	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩国市	11.192	0.045	0.000	0.029	0.014	0.002	0.000	0.045
光市	1.761	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長門市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
柳井市	9.095	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
美祿市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
周南市	3.153	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山陽小野田市	9.784	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
周防大島町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和木町	3.232	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
上関町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
田布施町	0.522	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平生町	3.747	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
阿武町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	61.000	0.045	0.000	0.029	0.014	0.002	0.000	0.045

※比率計算により発生量補正

表12 建物被害別種類別災害廃棄物等発生量
(火災廃棄物[非木造])

市町	災害廃棄物 万トン	火災廃棄物 液状化、揺れ、津波災害廃棄物の種類別割合(非木造)						合計 万トン
		非木造 災害廃棄物量 万トン	可燃物 0.1% 万トン	不燃物 20.0% 万トン	コンクリートがら 76.0% 万トン	金属 4.0% 万トン	柱角材 0.0% 万トン	
下関市	1.146	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宇部市	2.559	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山口市	10.097	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
萩市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
防府市	4.422	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
下松市	0.290	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩国市	11.192	0.035	0.000	0.007	0.027	0.001	0.000	0.035
光市	1.761	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長門市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
柳井市	9.095	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
美祢市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
周南市	3.153	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山陽小野田市	9.784	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
周防大島町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和木町	3.232	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
上関町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
田布施町	0.522	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平生町	3.747	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
阿武町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	61.000	0.035	0.000	0.007	0.027	0.001	0.000	0.035

※比率計算により発生量補正

表13 市町別災害廃棄物等の種類別内訳

市町	災害廃棄物							津波堆積物 トン
	トン	可燃物 トン	不燃物 トン	コンクリートがら トン	金属 トン	柱角材 トン	合計 トン	
下関市	11,460	2,060	2,060	5,960	760	620	11,460	348,540
宇部市	25,590	4,610	4,610	13,300	1,690	1,380	25,590	334,410
山口市	100,970	18,170	18,170	52,520	6,660	5,450	100,970	909,030
萩市	0	0	0	0	0	0	0	0
防府市	44,220	7,960	7,960	22,990	2,920	2,390	44,220	555,780
下松市	2,900	520	520	1,510	190	160	2,900	47,100
岩国市	111,920	20,000	20,360	58,200	7,360	6,000	111,920	878,080
光市	17,610	3,170	3,170	9,160	1,160	950	17,610	42,390
長門市	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井市	90,950	16,370	16,370	47,300	6,000	4,910	90,950	259,050
美祢市	0	0	0	0	0	0	0	0
周南市	31,530	5,680	5,680	16,390	2,080	1,700	31,530	268,470
山陽小野田市	97,840	17,610	17,610	50,880	6,460	5,280	97,840	452,160
周防大島町	0	0	0	0	0	0	0	240,000
和木町	32,320	5,820	5,820	16,800	2,130	1,750	32,320	37,680
上関町	0	0	0	0	0	0	0	60,000
田布施町	5,220	940	940	2,720	340	280	5,220	84,780
平生町	37,470	6,740	6,740	19,500	2,470	2,020	37,470	202,530
阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	610,000	109,650	110,010	317,230	40,220	32,890	610,000	4,720,000

(6) 災害廃棄物等の一次集積所必要面積

表14 災害廃棄物等の仮置必要容積

市町	災害廃棄物							津波堆積物 1.1t/m ³ m ³
	m ³	可燃物 0.4t/m ³ m ³	不燃物 1.1t/m ³ m ³	コンクリートがら 1.1t/m ³ m ³	金属 1.1t/m ³ m ³	柱角材 0.4t/m ³ m ³	合計 m ³	
下関市	14,680	5,150	1,870	5,420	690	1,550	14,680	316,850
宇部市	32,800	11,530	4,190	12,090	1,540	3,450	32,800	304,010
山口市	129,380	45,430	16,520	47,750	6,050	13,630	129,380	826,390
萩市	0	0	0	0	0	0	0	0
防府市	56,670	19,900	7,240	20,900	2,650	5,980	56,670	505,250
下松市	3,710	1,300	470	1,370	170	400	3,710	42,820
岩国市	143,110	50,000	18,510	52,910	6,690	15,000	143,110	798,250
光市	22,570	7,930	2,880	8,330	1,050	2,380	22,570	38,540
長門市	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井市	116,540	40,930	14,880	43,000	5,450	12,280	116,540	235,500
美祿市	0	0	0	0	0	0	0	0
周南市	40,400	14,200	5,160	14,900	1,890	4,250	40,400	244,060
山陽小野田市	125,360	44,030	16,010	46,250	5,870	13,200	125,360	411,050
周防大島町	0	0	0	0	0	0	0	218,180
和木町	41,430	14,550	5,290	15,270	1,940	4,380	41,430	34,250
上関町	0	0	0	0	0	0	0	54,550
田布施町	6,680	2,350	850	2,470	310	700	6,680	77,070
平生町	48,010	16,850	6,130	17,730	2,250	5,050	48,010	184,120
阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	781,340	274,150	100,000	288,390	36,550	82,250	781,340	4,290,890

※見かけ比重は可燃物0.4t/m³、不燃物1.1t/m³、津波堆積物1.1t/m³

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-4

表15 災害廃棄物等の一次集積所必要面積（最大：全量集積）

市町	災害廃棄物							津波堆積物 m ²
	m ²	可燃物 m ²	不燃物 m ²	コンクリートがら m ²	金属 m ²	柱角材 m ²	合計 m ²	
下関市	5,872	2,060	748	2,168	276	620	5,872	126,740
宇部市	13,120	4,612	1,676	4,836	616	1,380	13,120	121,604
山口市	51,752	18,172	6,608	19,100	2,420	5,452	51,752	330,556
萩市	0	0	0	0	0	0	0	0
防府市	22,668	7,960	2,896	8,360	1,060	2,392	22,668	202,100
下松市	1,484	520	188	548	68	160	1,484	17,128
岩国市	57,244	20,000	7,404	21,164	2,676	6,000	57,244	319,300
光市	9,028	3,172	1,152	3,332	420	952	9,028	15,416
長門市	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井市	46,616	16,372	5,952	17,200	2,180	4,912	46,616	94,200
美祿市	0	0	0	0	0	0	0	0
周南市	16,160	5,680	2,064	5,960	756	1,700	16,160	97,624
山陽小野田市	50,144	17,612	6,404	18,500	2,348	5,280	50,144	164,420
周防大島町	0	0	0	0	0	0	0	87,272
和木町	16,572	5,820	2,116	6,108	776	1,752	16,572	13,700
上関町	0	0	0	0	0	0	0	21,820
田布施町	2,672	940	340	988	124	280	2,672	30,828
平生町	19,204	6,740	2,452	7,092	900	2,020	19,204	73,648
阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	312,536	109,660	40,000	115,356	14,620	32,900	312,536	1,716,356

(7) 市町別の避難所から発生する生活ごみ量

表 16 避難所から発生する生活ごみ量の推計結果

市町名	可燃ごみ発生量			不燃ごみ発生量			資源ごみ発生量			生活ごみ発生量合計		
	直後 (t/日)	1週間後 (t/日)	1か月後 (t/日)	直後 (t/日)	1週間後 (t/日)	1か月後 (t/日)	直後 (t/日)	1週間後 (t/日)	1か月後 (t/日)	直後 (t/日)	1週間後 (t/日)	1か月後 (t/日)
下関市	4.8	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	1.3	0.1	0.0	6.1	0.4	0.1
宇部市	6.1	0.6	0.2	0.3	0.0	0.0	1.2	0.1	0.0	7.6	0.7	0.2
山口市	3.0	0.3	0.1	0.3	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	3.7	0.3	0.1
萩市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
防府市	3.8	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	4.0	0.3	0.1
下松市	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0
岩国市	11.2	3.1	0.9	0.2	0.1	0.0	5.1	1.4	0.4	16.5	4.6	1.3
光市	2.5	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.9	0.1	0.0	3.5	0.3	0.1
長門市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
柳井市	5.0	0.6	0.2	0.4	0.0	0.0	0.6	0.1	0.0	6.0	0.7	0.2
美祿市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
周南市	5.3	0.3	0.1	0.3	0.0	0.0	2.1	0.1	0.0	7.7	0.4	0.1
山陽小野田市	4.9	0.9	0.3	0.2	0.0	0.0	0.9	0.2	0.1	6.0	1.1	0.4
周防大島町	2.6	0.6	0.2	0.1	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0	3.2	0.7	0.2
和木町	1.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	1.4	0.3	0.1
上関町	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	1.3	0.1	0.0
田布施町	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.0	0.2	0.0
平生町	2.7	0.4	0.1	0.2	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0	3.4	0.5	0.1
阿武町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	55.1	8.1	2.5	2.2	0.1	0.0	14.7	2.4	0.5	72.0	10.6	3.0

(8) 市町ごとのし尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数

表 17 し尿収集必要量

市町名	災害時におけるし尿収集必要人数(人)			1人1日 平均排出量 (L/人・日)	災害時におけるし尿収集必要量(L/日)		
	直後	1週間後	1か月後		直後	1週間後	1か月後
下関市	30,263	21,258	20,858	1.9	57,500	40,390	39,630
宇部市	31,005	21,281	20,581	2.3	71,312	48,946	47,336
山口市	28,523	22,622	22,153	2.0	57,046	45,244	44,306
萩市	3,541	3,539	3,535	4.0	14,164	14,156	14,140
防府市	18,226	12,996	12,653	1.7	30,984	22,093	21,510
下松市	4,249	3,123	2,953	3.3	14,022	10,306	9,745
岩国市	86,204	42,461	14,600	2.6	224,130	110,399	37,960
光市	10,763	6,244	6,058	1.0	10,763	6,244	6,058
長門市	5,517	5,517	5,517	1.2	6,620	6,620	6,620
柳井市	18,431	6,268	4,791	3.1	57,136	19,431	14,852
美祿市	4,776	4,776	4,776	2.7	12,895	12,895	12,895
周南市	20,414	9,640	9,095	2.6	53,076	25,064	23,647
山陽小野田市	18,199	12,845	12,052	3.8	69,156	48,811	45,798
周防大島町	13,145	8,628	5,900	1.7	22,347	14,668	10,030
和木町	4,275	1,776	181	1.4	5,985	2,486	253
上関町	2,908	2,210	2,144	1.6	4,653	3,536	3,430
田布施町	7,026	2,260	1,650	3.3	23,186	7,458	5,445
平生町	8,357	2,647	1,919	2.4	20,057	6,353	4,606
阿武町	334	332	332	1.1	367	365	365
合計	316,156	190,423	151,748	2.3	755,399	445,465	348,626

表 18 仮設トイレ必要基数

市町名	仮設トイレ必要人数(人)			1人1日 平均排出量 (L/人・日)	仮設トイレの 平均的容量 (L/基)	収集計画 (日/回)	仮設トイレ必要設置数(基)		
	直後	1週間後	1か月後				直後	1週間後	1か月後
下関市	10,379	652	220	1.9	400	3	148	10	4
宇部市	12,228	1,221	428	2.3	400	3	211	22	8
山口市	7,278	779	261	2.0	400	3	110	12	4
萩市	14	12	7	4.0	400	3	1	1	1
防府市	6,431	589	206	1.7	400	3	82	8	3
下松市	1,375	203	31	3.3	400	3	35	6	1
岩国市	78,934	33,951	5,762	2.6	400	3	1,540	663	113
光市	5,393	339	133	1.0	400	3	41	3	1
長門市	0	0	0	1.2	400	3	0	0	0
柳井市	15,027	1,899	327	3.1	400	3	350	45	8
美祿市	0	0	0	2.7	400	3	0	0	0
周南市	12,270	828	253	2.6	400	3	240	17	5
山陽小野田市	7,974	1,451	485	3.8	400	3	228	42	14
周防大島町	9,291	3,648	678	1.7	400	3	119	47	9
和木町	4,272	1,772	177	1.4	400	3	45	19	2
上関町	1,686	156	30	1.6	400	3	21	2	1
田布施町	5,587	705	74	3.3	400	3	139	18	2
平生町	7,194	990	197	2.4	400	3	130	18	4
阿武町	2	0	0	1.1	400	3	1	0	0
合計	185,335	49,195	9,269	2.3	400	3	3,441	933	180

3. 災害時応援協定関係資料

山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにし、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。

なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
- (2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

記名押印省略